

中国

China

越境EC政策変更の余波

ジェトロ海外調査部中国北アジア課 方 越

政府は2016年3月以降、eコマース産業の健全な発展を促すとの名目を掲げ、越境電子商取引（以下、越境 EC）に関する一連の新政策を発表した。新政策による変更点や市場に与える影響について紹介する。

急成長の裏側で…

越境 EC が急成長中。中国電子商務研究センターによれば、2015年の越境 EC による取引総額は前年比28.6%増の5兆4,000億元（約86兆4,000億円、1元＝約16円）となった。

かつて中国で外国製品を購入する方法として、海外にいる留学生などが商品を購入して注文者に個別に郵送する「代理購入」（以下、代購）が一般的だった。しかし代購では、商品価格を不当に低く申告して課税を逃れるなどの問題が顕在化。政府は14年3月、上海市など六つの越境貿易 EC 試行都市の税関向けに、当該地域の保税倉庫を利用して輸入（以下、保税輸入）される個人貨物に対しては行郵税を適用すると通達した^{注1}。少額輸入貨物に対する簡易税制である行郵税では、一般貿易で課される関税や増値税よりも低い税率が適用される上、税額が50元以下の場合は免税となる。

こうした政策の後押しを受け、保税輸入は一気に広がった。しかし、一般貿易との不平等を生み出すことにもなり、是正を求める声が高まった。16年3月以降、政府は越境 EC の健全な発展を促すためとして「越境電子商取引による小売輸入の税収政策に関する通知（財関税〔2016〕18号）」と、「越境電子商務小売輸入リスト」（ポジティブリスト）を公開した。

「税率」を変更し「輸入規制」を強化

新政策の主な変更点は、税制と輸入規制。

まず税制については、行郵税を廃止し一般貿易と同様に関税、増値税、消費税を課す（表1）。ただし、1回当たり2,000元以下かつ年間で2万元以下の取引の場合、関税率を0%、増値税と消費税についてはそれぞれ法定の70%とする暫定的な優遇措置を設けた。

100元以下の化粧品を購入する場合、旧税制では行郵税の免除によって税率が実質0%だったが、新税制では47%となる。一方、250元超の洋服を購入する場合、新税制の方が安くなる（表2）。税率の変動は多少あるものの、輸入時に課される税金の多くが販売者側負担となっているため、影響は限定的といえる。

次に輸入規制。新政策ではポジティブリスト方式がとられ、掲載品目のみ輸入が認められる（表1）。2回

表1 越境 EC 新政策による変更点

項目	旧制度	新制度
取引額上限 ^{注1}	1回当たり1,000元以下	1回当たり2,000元以下 (ただし年間で2万元以下)
取引可能商品	国が禁止する品目以外 ^{注2}	ポジティブリスト方式に基づく
税制度	<ul style="list-style-type: none"> 取引上限内であれば行郵税を適用 限度額を超過する場合は一般貿易と同様に課税 	<ul style="list-style-type: none"> 行郵税は適用不可 限度額以内であれば、暫定的に関税率を0%、輸入増値税および消費税については法定納税額の70%を徴収 限度額を超過する場合は一般貿易と同様に課税
免税範囲	行郵税額50元以下は免除	なし
行郵税率 ^{注3}	10%、20%、30%、50%の4種類	15%、30%、60%の3種類

注1：旧制度は行郵税を適用する場合、新制度は暫定的な税率優遇措置を受ける場合

注2：ネガティブリストを設けている越境 EC 総合試験区もある

注3：中国国内の越境 EC 保税区を利用した輸入においては適用不可

資料：各種資料を基に作成

表2 税改正による越境 EC の税率変化

商品価格	化粧品		洋服、寝具 小物家電など		乳幼児用商品、一般 加工食品、保健機能 食品、日用雑貨など	
	≤100元	>100元	≤250元	>250元	≤500元	>500元
旧政策	行郵税	50%	20%		10%	
	行郵税 免税適用	○	×	○	×	○
	税率	0%	50%	0%	20%	0%
新政策	関税	0%		0%		
	増値税	(商品価格 + 消費税) × 17%		17%		
	消費税	商品価格 × 0.3 / (1 - 0.3)		0%		
税率	47.0%		11.9%		11.9%	

注：①旧：新税制とも年間取引限度内の取引と想定。②新制度の税率は、(関税 + 増値税 + 消費税) × 0.7として算出

資料：各種資料を基に作成

に分けて公開されたリストには食品、化粧品、アパレルなど計1,293品目が掲載されている^{注2}。ポジティブリストによる輸入規制は業界に衝撃を与えた。政府はリストに掲載した商品の輸入を認めるとしながらも、輸入時には一般貿易と同様の通関手続きを行うよう求めた。しかし、越境ECで流通する商品の多くはバイヤーが海外のドラッグストアなどから買い付けている。そのため原産地証明書や成分表など一般貿易で求められる通関書類を提出できない企業が多い。また、化粧品やサプリメントといった保健機能食品などの売れ筋商品は検査検疫の対象であり、国家食品薬品監督管理総局（CFDA）の許認可が必要だ。保健機能食品の場合、検査申告費用が30万元以上、認可までに1年以上かかるケースもあるという。

影響は越境ビジネスに参入する日系企業にも及ぶ。行郵税の免税枠に合わせて低価格帯の化粧品をそろえてきた企業もあれば、検査検疫を必要としないことをチャンスと捉えて参入した企業もある。こうした企業は商品価格の再設定、CFDAへの許認可申請といった対応が必要となろう。一方、政策の変更を見据えリスクを最小限にコントロールした企業もある。日系大手化学品メーカーA社の担当者は「急な法改正にも対応できるよう、社内で独自のガイドラインを作成し、越境ECで取り扱う商品を中国の法規上で認可されるもの（一般輸入が可能なもの）に限定している」と語る。

越境ECの主な方式としては、保税輸入以外に、海外にある倉庫でいったん商品を集め、注文に応じて個別に発送する直送輸入がある。今回、適用対象となったのは保税輸入で、直送輸入については今までどおり運用できる。必要書類が提示できない企業が、保税輸入から直送輸入に切り替えるなどの対策を打ち出したため、中国本土に近い香港、台湾、ベトナムなどの倉庫賃料は急騰した。値上がり率が最も顕著なのは香港の倉庫で、前月比3~5割増（「時代週報」16年5月17日付）となった。

活用メリットは

新政策の施行後の16年4月8日から15日までの1週間で、主要越境EC総合試験区である鄭州、杭州、寧波における輸入量は、新政策施行前に比べ、それぞれ70%減、65%減、62%減と大幅に減少した（「経済

日報」16年5月30日付）。他の地域においても、通関書類を提示できずに保税倉庫の商品が出荷できない、といった混乱が起きた。

16年4月、eコマース関連企業約500社が会員となっている中国電子商務物流企業連盟は、新政策の問題点や改善点についてまとめた意見書を政府に提出した。同意見書は、流行の影響を受けやすい化粧品に一般貿易と同様の通関手続きを求めるのは合理的でない、と指摘している。またこうした新規制の影響により、消費者が再び代購を利用して外国製品を購入するようになれば、税収減につながると示唆した。さらに、新政策公表から施行までの期間が極めて短いことを問題点として挙げ、経過期間を設けるべきだとした。財政部は16年5月25日、上海市など10の越境ECの試験都市に対し、ポジティブリストに掲載のある商品を輸入する際に求めていた通関書類の提出について、17年5月11日まで猶予を設けると発表^{注3}。上述した声を受けたためという見方もある。これにより市場はいったん落ち着きを取り戻したように見えるが、今後越境ECが一般貿易と同様な通関手続きを経る必要があるという方向性には変わりはないだろう。

政府は、経済の起爆剤になるとして越境ECの発展を推進してきたが、市場が急成長するにつれ、消費需要が海外に流出したり競争激化によって国内企業が淘汰されたりといった問題点も浮き彫りになった。問題の拡大に歯止めをかけるため、政府は管理強化を急いでいるかのように見える。

越境ECのメリットは、新政策以前ほど大きなものではなくなったが、こうした政策変更は市場が健全に発展する上で避けては通れない。越境ECを活用した中国市場の開拓は引き続き効果的といえる。一定額以内^{注4}の輸入については、法定税率よりも低い税率が暫定的に適用されるなど、一般貿易に比べ、コスト面の優位性は依然として存在する。「越境ECで商品を販売する場合、広告費はかかるが、実店舗のような固定費がかからない」という声も日系企業から聞こえる。こうしたメリットがある限り、今後も越境ECを利用する価値はあるだろう。



注1：税関総署「署科函〔2013〕59号」

注2：2016年5月時点。

注3：財政部関税司ウェブサイト参照。

注4：1回当たり2,000元以下、年間2万元以下。